

# 總 則 編

# 第1章 総 則

## 第1節 計画の概要

---

### 第1 計画の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき、市長が古河市防災会議に諮り、防災のために処理すべき事務などを具体的に古河市防災会議が策定する計画であって、市内の災害全般に関して総合的な指針及び対策計画を定めたものであり、災害時の被害を最小化する「減災」の考え方を基本方針に、市並びに防災関係機関が全機能を発揮して住民の生命、身体及び財産を災害から保護するための事項を定め、地域や市民一人一人の自覚と努力のもとに、自助・共助・公助が連携し、防災の万全を期するものである。

### 第2 計画の構成

この計画は、県、市及び防災関係機関の防災業務の実施責任を明確にし、かつ、これら関係機関相互の緊密な連絡調整を図るために必要な基本的事項を示すものであり、その実施細目等については、別に関係機関が定める。

なお、この計画は「総則編」、「地震・風水害等対策編」、「被災者生活支援編」、「原子力災害対策編」、「資料編」の5編より構成され、「総則編」は目的、機能及び防災機関のなすべき業務の大綱を定め、「地震・風水害等対策編」、「被災者生活支援編」及び「原子力災害対策編」は災害予防計画、災害応急対策、災害復旧計画を各章別に区別し、それぞれ基本目標、方針及び対策等で構成している。

### 第3 計画の用語

この計画において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定める。

- 1 災対法 災害対策基本法
- 2 救助法 災害救助法（昭和22年法律第118号）
- 3 県 茨城県
- 4 市 古河市
- 5 防災会議 古河市防災会議

### 第4 計画の修正

この計画は、災対法第42条の規定に基づき、防災会議において毎年検討を加え、必要があると認めるときは、防災会議に諮り、これを修正する。市及び防災関係機関は、その内容が緊急を要する場合は、その都度、それ以外の修正については、防災会議が指定する期日までに修正案を提出する。

## 第2節 古河市の防災環境

---

### 第1 自然環境の特性

#### 1 位置

古河市は、関東平野のほぼ中央、茨城県の最西端に位置（東経 139 度 45 分、北緯 36 度 10 分、東西 16.06km、南北 12.58km）し、西側は埼玉県、北側は栃木県、東側は結城市及び八千代町、南側は坂東市、五霞町及び境町に接している。市内には J R 宇都宮線古河駅があり、東京都心まで約 1 時間の距離という地理的条件に加え、国道 4 号、新 4 号国道や国道 125 号、354 号などの広域的道路が東西南北に走り、交通の利便性を高めている。

#### 2 地勢

総面積は 123.58 k m<sup>2</sup>、標高 10～25m の概して平坦な地形である。台地は洪積層、低地は利根川、渡良瀬川沿岸の沖積地層で往時は湿地又は沼地として占めていたが、ほとんどが埋め立てられ、水田又は住宅地として利用されている。

#### 3 気候

古河市の気候は内陸型の気象条件にあり、夏は高温多湿、冬は比較的乾燥した晴天が続き、季節風を受けるが降雪は少ない。年間平均気温は 15℃前後、年間降水量は 1,400 mm 程度である。

### 第2 社会環境の特性

#### 1 都市化の進展

首都圏から 60 k m 以内の近距離にあるため東京方面への通勤者も多く、昭和期を通して東京のベッドタウンとして整備が進んできた古河市。丘里・北利根を中心とした工業団地や住宅団地が造成され、企業の進出とともに財政基盤が確立してきた総和町。宅地開発が進み純農村地域から農住混在地域へと発展してきた三和町。それぞれの歴史や風土を基盤としたまちづくりを行い、都市化が進んできた 3 市町は、平成 17 年 9 月 12 日に合併。人口 14 万 6 千人を擁する新「古河市」が誕生した。

#### 2 生活環境の変化

都市化の進展に伴い、核家族化や少子高齢化、情報化等社会構造は急速に変化しており災害脆弱性の高まりが見られる。一人暮らしやねたきりの高齢者、障害者、外国人等いわゆる要配慮者 避難行動要支援者に配慮したきめ細やかな防災施策が望まれている。また、核家族化の進展と個人の生活、行動様式の多様化により、衣・食・住や就労形態、余暇時間の多彩化等、これらの動きを迅速に受け止め、時代の変化に的確に対応した防災体制の確立が必要といえる。

## 第3節 市の災害履歴

### 第1 風水害の履歴

古河市に係る利根川及び渡良瀬川については、享保時代と明治時代に水害が多く、明治時代には5年おきに洪水が発生している。寛永6年（1629年）からの利根川の東遷と江戸末期に江戸川の流量を減らし、利根川の流量を増やした影響といわれている。

なかでも、昭和22年9月関東地方西部を横断したカスリーン台風による利根川の氾濫によって関東地方の死者は、1,041人、茨城県で74人という大災害に見舞われた。

明治後期からの改修事業の進展によって最近では利根川の氾濫による大きな災害はほとんどなくなったが、宅地化や道路環境の変化により中小河川の溢水等がめだっている。

#### 【風水害記録】

年 号	種 類	災 害 状 況
明治 31 年 9 月	水害	大字古河、大字原、大字悪戸新田で広域に渡り浸水(床上及び床下)。損害 44,252 円。 り災者に7日間の炊き出し
明治 39 年 7 月	野渡境須釜破堤	2丈1尺1寸(6m36cm)に達す。 各戸に入水
明治 40 年 8 月	渡良瀬川増水	川辺村破堤 2丈1尺(6m30cm)に達す。
昭和 22 年 9 月	カスリーン台風 風水害	川辺村にて堤防が決壊し、栗橋町はほぼ全域が水没し、洪水は東京湾にまで達した。死者数約1,100人
平成 20 年 8 月	水害	古河市内で、床上浸水2棟、床下浸水22棟、道路冠水31箇所
平成 21 年 10 月	台風18号 風水害	古河市内で、人的被害1件、家屋被害2箇所、道路・駐車場冠水4箇所
平成 24 年 5 月	水害	古河市内で、床下浸水3棟、道路冠水5箇所
平成 27 年 9 月	平成27年9月 関東・東北豪雨	古河市内で、人的被害5人、半壊13件、床上浸水1件、床下浸水16件、道路冠水通行止44箇所

### 第2 地震災害の履歴

これまで茨城県で最も多くの死傷者を被った地震災害は、大正12年の相模湾を震源とする関東大震災である。また、比較的多くの建築物被害を生じた地震は、平成14年2月の茨城県沖地震、平成14年6月の茨城県南部地震、平成23年3月の東北地方太平洋沖地震（東日本大震災）がある。

なお、過去に茨城県に被害をもたらした地震履歴は、次の表のとおりであるが、特に本

総則編  
第1章 総則  
第3節 市の災害履歴

県に影響を及ぼす地震活動の特徴としては、関東地方東方沖合や相模湾から房総半島南東沖にかけてのプレート境界付近で発生する地震と関東地方に沈み込んだフィリピン海プレートや太平洋プレートに関係する地震が主である。

【茨城県で被害が生じた過去の主な地震災害】

年 号	震源地	マグニチュード	県内最大震 度	茨城県の被害状況
明治 28 年 1 月	茨城県南東部	7.2	—	圧死者 4 名、負傷 34 名、 全壊家屋 37 棟
大正 12 年 9 月	相模湾 (関東大震災)	7.9	震度 4	死者 5 名、負傷者 40 名、 全壊家屋 517 棟、半壊家屋 681 棟
昭和 5 年 6 月	茨城県北部沿岸	6.5	震度 5	水戸外で小被害
昭和 6 年 9 月	埼玉県中部 (西埼玉地震)	6.9	震度 5	負傷 1 名、半壊家屋 1 棟
昭和 13 年 5 月	茨城県沖	7.0	震度 5	県北部で小被害
昭和 13 年 9 月	茨城県沖	6.5	震度 5	県内で僅少被害
昭和 13 年 11 月	福島県沖	7.5	震度 5	県内で僅少被害
昭和 62 年 12 月	千葉県東方沖	6.7	震度 4	負傷者 24 名、 家屋の一部破損 1,252 棟
平成 12 年 7 月	茨城県沖	6.4	震度 5 弱	屋根瓦の落下 2 棟
平成 14 年 2 月	茨城県沖	5.7	震度 5 弱	負傷 1 名、建築物被害 12 棟
平成 14 年 6 月	茨城県南部	4.9	震度 4	負傷 1 名、 建築物被害 8 棟、塀倒壊 5 件
平成 15 年 11 月	茨城県沖	5.8	震度 4	負傷 1 名
平成 17 年 2 月	茨城県南部	5.4	震度 5 弱	負傷 7 名
平成 17 年 10 月	茨城県沖	6.3	震度 5 弱	負傷 1 名
平成 20 年 5 月	茨城県沖	7.0	震度 5 弱	負傷 1 名、建築物被害 7 棟
平成 23 年 3 月	三陸沖	9.0	震度 6 強	死者 24 名、行方不明者 1 名、負傷者 1,007 名、家屋全壊 3,070 棟、半壊 23,988 棟、一部損壊 173,624 棟、床 上浸水 1,719 棟、床下浸水 711 棟

(資料「災害の記録(茨城県の災害)」、茨城県「消防防災年報」、  
水戸地方気象台「茨城の気象百年」)

## 第4節 防災機関の業務の大綱

---

市の区域内の防災関係機関等が防災に関して処理すべき事務又は業務は、おおむね次のとおりである。

### 第1 古河市

- (1) 古河市防災会議及び古河市災害対策本部に関すること。
- (2) 防災に関する施設及び組織の整備と防災意識の高揚並びに訓練に関すること。
- (3) 災害による被害の調査・報告と情報の収集・伝達及び広報に関すること。
- (4) 災害の防除と拡大防止に関すること。
- (5) 救助、防疫等災者の救助、保護に関すること。
- (6) 災害復旧資材の確保に関すること。
- (7) 被災産業に対する融資等の対策に関すること。
- (8) 被災市営施設の応急対策に関すること。
- (9) 災害時における文教対策に関すること。
- (10) 災害対策要員の動員雇用に関すること。
- (11) 災害時における交通輸送の確保に関すること。
- (12) 災害時における非常食料品及び生活必需品の調達に関すること。
- (13) 被災施設の復旧に関すること。
- (14) 管内の関係機関及び県が実施する災害応急対策の調整に関すること。
- (15) 災害協定締結機関及び団体、その他ボランティア活動団体等が実施する災害活動の調整に関すること。

### 第2 茨城西南地方広域市町村圏事務組合消防本部

- (1) 消防力の整備に関すること。
- (2) 防災のための調査に関すること。
- (3) 防災教育訓練に関すること。
- (4) 災害の予防警戒及び防御に関すること。
- (5) 災害時の避難、救助及び救急に関すること。
- (6) その他災害対策に関すること。

### 第3 茨城県の機関

#### 1 茨城県

- (1) 茨城県防災会議及び県災害対策本部に関する事務
- (2) 防災に関する施設、組織の整備と訓練
- (3) 災害による被害の調査報告と情報の収集・伝達及び広報
- (4) 災害の防御と拡大の防止
- (5) 救助、防疫等災者の救助保護
- (6) 災害復旧資材の確保と物価の安定

## 総則編

### 第1章 総則

#### 第4節 防災機関の業務の大綱

- (7) 被災産業に対する融資等の対策
- (8) 被災県営施設の応急対策
- (9) 災害時における文教対策
- (10) 災害時における社会秩序の維持
- (11) 災害対策要員の動員、雇上
- (12) 災害時における交通、輸送の確保
- (13) 被災施設の復旧
- (14) 市町村が処理する事務、事業の指導、指示、あっせん等
- (15) 災害対策に関する隣接県間の相互応援協力

#### 2 県西県民センター

- (1) 災害及び被災状況の収集・報告に関すること。
- (2) 災害応急対策及び市との連絡調整に関すること。

#### 3 古河保健所

- (1) 医療品、衛生材料等の備蓄、調達あっせんに関すること。
- (2) 各種消毒、そ族昆虫駆除の指導に関すること。
- (3) 飲料水の水質検査及び伝染病発生に伴う防疫活動の指導に関すること。
- (4) り災者の医療及び財産その他の保健衛生の指導に関すること。

#### 4 境土地改良事務所

- (1) 農地及び農業用施設の被害調査と災害復旧に関すること。
- (2) 湛水防排除施設の整備に関すること。
- (3) ため池、水路等の整備に関すること。

#### 5 境工事事務所

- (1) 降水量及び水位等の観測、通報に関すること。
- (2) 洪水予報及び水防警報の受理、通報に関すること。
- (3) 水防管理団体との連絡指導に関すること。
- (4) 河川、道路、橋梁等の被害調査及び復旧に関すること。

#### 6 古河警察署

- (1) 災害情報の収集、伝達及び広報に関すること。
- (2) 被災者の救助及び避難誘導に関すること。
- (3) 行方不明者の捜索及び死体の検視に関すること。
- (4) 交通規制及び緊急輸送のための交通確保に関すること。
- (5) 被災地の警戒及び犯罪の予防、取締りに関すること。
- (6) その他災害対策に関すること。

#### 第4 陸上自衛隊第1施設団

- (1) 防災関係資料の基礎調査に関すること。
- (2) 災害派遣計画の作成に関すること。
- (3) 茨城県地域防災計画に合わせた防災に関する訓練の実施に関すること。
- (4) 人命又は財産の保護のため緊急に行う必要のある応援救援又は応急復旧に関すること。
- (5) 災害救助のため防衛省の管理に属する物品の無償貸与及び譲与に関すること。

#### 第5 指定地方行政機関

##### 1 関東管区警察局

- (1) 管区内各県警察の災害警備活動及び相互援助の指導・調整に関すること。
- (2) 他管区警察局及び警視庁との連携に関すること。
- (3) 管区内防災関係機関との連携に関すること。
- (4) 管区内各県警察及び防災関係機関等からの情報収集並びに報告連絡に関すること。
- (5) 警察通信の確保及び統制に関すること。
- (6) 津波警報の伝達に関すること。

##### 2 関東総合通信局

- (1) 電波及び有線電気通信の監理に関すること。
- (2) 防災及び災害対策用無線局の開設、整備についての指導に関すること。
- (3) 災害時における非常通信の確保に関すること。
- (4) 非常通信の計画及びその実施についての指導に関すること。
- (5) 非常通信協議会の育成及び指導に関すること。

##### 3 関東財務局

- (1) 災害復旧事業費の査定立会いに関すること。
- (2) 災害つなぎ資金の融資（短期）に関すること。
- (3) 災害復旧事業の融資（長期）に関すること。
- (4) 国有財産の無償貸付業務に関すること。
- (5) 金融上の措置に関すること。

##### 4 関東信越厚生局

- (1) 厚生労働省との連携に関すること。



## 総則編

### 第1章 総則

#### 第4節 防災機関の業務の大綱

##### 5 茨城労働局（古河労働基準監督署）

- (1) 工場、事業場における労働災害の防止に関すること。
- (2) 災害時における賃金の支払いに関すること。
- (3) 災害時における労働時間の延長、休日労働に関すること。
- (4) 労働保険給付に関すること。
- (5) 職業のあっせんや雇用保険の失業給付などの雇用対策に関すること。

##### 6 関東農政局（茨城支局）

- (1) ダム、堤防、ひ門等の防災上重要な施設の点検整備等の実施又は指導に関すること。
- (2) 防災ダム、ため池、湖岸、堤防、土砂崩壊防止、農業用河川工作物、たん水防除、農地浸食防止等の施設の整備に関すること。
- (3) 災害時における種もみ、その他営農資材の確保に関すること。
- (4) 災害時における災害救助用米穀の供給に関すること。
- (5) 災害時における生鮮食料品等の供給に関すること。
- (6) 災害時における農作物、蚕、家畜等に係る管理指導及び病原虫の防除に関すること。
- (7) 土地改良機械器具及び技術者等の把握並びに緊急貸出し及び動員に関すること。
- (8) 災害による被害農林漁業者等に対する資金の融資に関すること。

##### 7 関東森林管理局

- (1) 国有林野の保安林、保安施設（治山施設）等の維持、造成に関すること。
- (2) 災害復旧用材（国有林材）の供給に関すること。

##### 8 関東経済産業局

- (1) 生活必需品、復旧資材など防災関連物資の円滑な供給の確保に関すること。
- (2) 商工鉱業の事業者の業務の正常な運営に関すること。
- (3) 被災中小企業の振興に関すること。

##### 9 関東東北産業保安監督部

- (1) 火薬類、高圧ガス、液化石油ガス、電気、ガス等危険物等の保全に関すること。
- (2) 鉱山に関する災害防止に及び災害時の応急対策に関すること。

##### 10 関東地方整備局（利根川上流河川事務所及び古河出張所）

- (1) 水害危険区域の選定及び水防活動の指導に関すること。
- (2) 災害に関する情報の収集及び予報・警報の伝達に関すること。
- (3) 災害時における応急復旧工事に関すること。

##### 11 関東運輸局

- (1) 災害時における自動車運送業者に対する運送の協力要請に関すること。
- (2) 災害時における自動車及び被災者、災害必要物資等の輸送調整に関すること。

(3) 災害時における応急海上輸送の輸送力確保に関すること。

## 12 東京航空局

- (1) 災害時における航空機による輸送に関し、安全確保するための必要な措置に関すること。
- (2) 遭難航空機の捜索及び救助に関すること。
- (3) 指定地域上空の飛行規制とその周知徹底に関すること。

## 13 東京管区気象台（水戸地方気象台）

- (1) 災害対策としての気象資料の提供に関すること。
- (2) 異常気象時における災害予報及び警報の発表と通知に関すること。
- (3) 災害発生時における気象観測資料の提供に関すること。

## 第6 指定公共機関

### 1 東日本電信電話株式会社（栃木支店）

- (1) 電気通信施設の整備及び点検に関すること。
- (2) 災害時における緊急電話の取扱いに関すること。
- (3) 被災電気通信施設の応急対策及び災害復旧に関すること。

### 2 日本赤十字社（茨城県支部）

- (1) 災害時における救護班の編成並びに医療及び助産等の救護の実施に関すること。
- (2) 災害時における血液製剤の確保及び供給に関すること。
- (3) 災害救助の協力、奉仕団の連絡調整に関すること。
- (4) 義援金品の募集配布に関すること。

### 3 日本放送協会（水戸放送局）

- (1) 気象予報、警報等の周知徹底に関すること。
- (2) 災害状況及び災害対策室の設置に関すること。
- (3) 社会事業等による義援金品の募集、配布に関すること。

### 4 東京電力株式会社（古河営業センター）

- (1) 災害時における電力供給に関すること。
- (2) 被災施設の応急対策と災害復旧に関すること。

## 総則編

### 第1章 総則

#### 第4節 防災機関の業務の大綱

##### 5 東日本旅客鉄道株式会社・日本貨物鉄道株式会社

- (1) 鉄道施設等の整備、保全に関すること。
- (2) 災害時における救助物資及び避難者の輸送の協力に関すること。

##### 6 日本通運株式会社（水戸支店）

- (1) 救助物資及び避難者の輸送の協力に関すること。

##### 7 日本郵便株式会社（市内郵便局）

- (1) 被災者に対する郵便葉書等の無償交付に関すること。
  - (2) 被災者が差し出す郵便物の料金免除に関すること。
  - (3) 被災地あて救助用郵便物の料金免除に関すること。
  - (4) 災害時における郵便局窓口業務の維持に関すること。
- ※（1）～（4）については、日本郵便株式会社の規定による。

##### 8 KDDI株式会社

- (1) 電気通信施設の整備及び点検に関すること。
- (2) 被災電気通信施設の応急対策及び災害復旧に関すること。

##### 9 株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ

- (1) 電気通信施設の整備及び点検に関すること。
- (2) 被災電気通信施設の応急対策及び災害復旧に関すること。

##### 10 エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社

- (1) 電気通信施設の整備及び点検に関すること。
- (2) 被災電気通信施設の応急対策及び災害復旧に関すること。

##### 11 ソフトバンクモバイル株式会社

- (1) 電気通信施設の整備及び点検に関すること。
- (2) 被災電気通信施設の応急対策及び災害復旧に関すること。

##### 12 日本銀行（水戸事務所）

- (1) 通貨の円滑な供給の確保に関すること。
- (2) 金融機関の間の資金決済の円滑の確保に関すること。
- (3) 金融機関の業務運営の確保に関すること。
- (4) 上記各業務にかかる広報に関すること。

#### 第7 指定地方公共機関

##### 1 茨城県土地改良事業団体連合会

- (1) 各改良区における災害時の農地・農業用施設の復旧に関する指導及び復旧計画書作成に関すること。
- (2) 湛水防排除施設管理及び防排除活動に関すること。

(3) ため池、水路等の整備及び管理に関すること。

**2 社会福祉法人茨城県社会福祉協議会**

- (1) 災害時におけるボランティアの受入れに関すること。
- (2) 生活福祉資金の貸付けに関すること。

**3 医療関係団体（社団法人茨城県医師会、社団法人茨城県歯科医師会、社団法人茨城県薬剤師会、社団法人茨城県看護協会）**

- (1) 災害時における応急医療活動に関すること。

**4 運輸機関（茨城交通株式会社、日立電鉄交通サービス株式会社、関東鉄道株式会社、ジェイアールバス関東株式会社、社団法人茨城県トラック協会、社団法人茨城県バス協会）**

- (1) 災害時における避難者、救助物資その他の輸送の協力に関すること。

**5 社団法人茨城県高圧ガス保安協会**

- (1) 高圧ガス事業所の緊急出動態勢の確立に関すること。
- (2) 高圧ガス施設の自主点検、調査、巡視に関すること。
- (3) 高圧ガスの供給に関すること。
- (4) 行政機関、公共機関が行う高圧ガス災害対策の協力に関すること。

**6 報道機関（株式会社茨城新聞社、株式会社茨城放送）**

- (1) 防災知識の普及と警報等の周知に関すること。
- (2) 災害応急対策等の周知に関すること。
- (3) 行政機関、公共機関等が行う災害広報活動の協力に関すること。

**第8 公共的団体及びその他防災上重要な施設の管理者**

**1 医療関係団体（社団法人古河市医師会、社団法人猿島郡医師会、社団法人古河歯科医師会、社団法人茨城県薬剤師会古河支部、社団法人茨城県看護協会筑西・古河地区）**

- (1) 災害時における応急医療活動に関すること。

**2 社会福祉法人古河社会福祉協議会**

- (1) 災害時におけるボランティアの受入に関すること。

**3 茨城むつみ農業協同組合**

- (1) 被害調査及び応急対策の協力に関すること。
- (2) 被災農家に対する融資あっせんに関すること。
- (3) 肥料・薬剤・種苗・営農資材等の供給に関すること。

総則編

第1章 総則

第4節 防災機関の業務の大綱

4 古河地区工業連絡会（古河商工会議所、古河市商工会、古河市工業会）

- （1）被害調査及び応急対策の協力に関する事。
- （2）被災業者の相談及び指導に関する事。
- （3）救助用物資及び復旧資材の確保についての協力に関する事。

5 古河地区交通安全協会

- （1）災害時の交通安全確保及び避難誘導の協力に関する事。

6 危険物施設関係施設の管理者

- （1）災害時における危険物の保安措置に関する事。

7 古河市指定給水装置工事事業者

- （1）災害時における水道施設応急復旧活動の協力に関する事。

8 古河市排水設備指定工事店

- （1）災害時における下水道施設応急復旧活動の協力に関する事。

9 運輸機関（茨城急行自動車株式会社）

- （1）災害時における避難者、救助物資その他の輸送の協力に関する事。

資料3-1 防災関係機関連絡先一覧